

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作成日 2025/10/21

最終更新日 2025/10/21

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2025/10/21
国立大学法人名		国立大学法人京都教育大学
法人の長の氏名		太田 耕人
問い合わせ先		総務・企画課 TEL:075-644-8106 Mail:somu@kyokyo-u.ac.jp
URL		https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/gc/index.html

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	令和7年9月29日の経営協議会において、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本年度の適合状況について説明を行い、該当の各原則すべて適合していることを確認のうえ審議了承を経ています。
監事による確認	更新あり	令和7年7月25日、監事に本報告書の更新案を説明し、次のようなご意見をいただきました。 ○原則1-1 深刻な教員不足を背景に、教員養成に係る制度改革が進行する中、本学でも、「教員養成高度化の成果を広く社会に還元」というビジョンの下で「現代的教育課題に対応できる教員の養成」という戦略を掲げ、「6年制教員養成高度化コース」「『学びサポート室』の拡充」等革新的な改革を積極的に進めている。今後もなお、こうした試みを、スピードを緩めることなく、これまで以上に多面的に進展させていくことを期待する。 ○原則1-1 平成29年の有識者会議報告書以来、附属学校園の機能強化改革の必要性が強く説かれるところ、本学でも、義務教育学校化や中高一貫校化という組織改革が進められ、今はまた校長専任化の改革が進行している。これらの改革が奏功し大きな成果を生むためには、大学のガバナンスと附属学校園相互の連携が不可欠と考える。附属学校園の一体的運用の中で、改革が迅速かつ効果的に進むことを期待する。 ○原則1-3⑥(3)、2-1-3 国立大学は様々な財政リスクをかかえる中、人事院勧告、教職調整額相当分等に係る急激な人件費増加や高額なシステム更新等に直面し、かつてない厳しい財政運営を迫られている。本学では、「自己収入行動計画(第二版)」等による外部資金の確保に一層注力すると同時に、大学執行部の強力なリーダーシップの下で教職員が相互に連携協力により円滑な組織運営体制を構築することを強く望む。 ○基本原則4及び原則4-2 大学におけるコンプライアンス違反の事例がしばしば報告され、その件数も増加傾向にあるといわれる。本学でも、研究活動の不正防止、個人情報保護、教職員の職務上の倫理保持等に係る規則や内部統制の仕組みは整備されているが、リスクが顕在化する前に対処するため、教職員間での最新の情報共有・相互連携の体制を強化していくことが望まれる。 ○補充原則3-3-1① 現学長の任期が来年3月31日に満了することに伴い、本年度は学長の選考が実施される。学長選考・監察会議による選考手続きが、国立大学法人京都教育大学学長選考規程等に基づき適正に運用されることを慎重に見守りたい。 これら監事の意見を踏まえ、今後適切に対応していくこととしております。また、この他に表記の追加、修正等のご提案がありご意見を反映しております。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【基本原則 1. 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築】

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	○ミッション 京都教育大学は、学芸についての深い研究と指導とをなし、教養高き人としての知識、情操、態度を養い、併せて教育者として必要な能力を得させることを目的としています。そのため、「人を育てる知の創造と実践を担う大学」として、つねに教育の本質と時代の要請に応じた学校教育のありようを追求することをミッションとしています。 ○ビジョン ミッションを達成するため、本学における教員養成高度化の成果を、京都府・市教育委員会等を始めとするさまざまな組織との協働を通して、広く社会に還元することを、ビジョンとして掲げています。 ■ミッション・ビジョン https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/mission-vision/ ○目標・戦略の策定 ビジョンを実現するための戦略として、「現代的教育課題に対応できる教員の養成」、「校種を超えて子どもの発達を見通せる教員の養成」及び「教員養成高度化に応じた現職教員の質の向上の推進」を戦略として掲げ、それを反映させた中期目標・中期計画を策定し公表しています。策定に当たっては、常設の京都教育大学連携協議会を通じ、ステークホルダーである京都府・市教育委員会及び校長会等の意見を取り入れ、教育現場の要請に応じた教員養成・教員育成を追求します。中期目標・中期計画を実現するための道筋として、評価指標を設定し、達成状況を確認しながら取組を進めます。 ■中期目標・計画及び年度計画、自己点検・評価 https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/plan/ 【基本的目標】 [学士課程] ・数理・データサイエンス・AI教育などの科目の設置等を進め、現代的教育課題に応えられる教員を養成する。 ・複数校種の教員免許状を取得することが可能なカリキュラムを編成し、校種を超えて子供の発達を見通せる教員を養成する。 ・実地教育科目を１年次から４年次まで体系的に開設し、「教育実習」（３年次）と「複数校種の教員免許取得にかかる教育実習」（４年次）をすべて附属学校園で実施するとともに、公立学校等での学校ボランティアやインターンシップ等を通して、学生が多様な背景を持つ子どもと接する機会を設ける。 [大学院専門職学位課程] ・京都の８大学の連合による連合教職大学院の特長を活かし、初任期教員と中核・リーダー教員とを分けて高度な実践力を培う一方で、多様な子どもの心身の発達を理解し、教科についての知見を活かして現代的教育課題に対応できる、高度職業人としての教員を養成する。 [教員育成] ・研修用のウェブ講義動画コンテンツを整備しアクセスを容易にするなど、現職教員を支援する先進的研修を推進するとともに、教員研修の成果を評価する科学的検証方法を確立し、教員育成・教員研修高度化に寄与する。 ・特別な配慮を必要とする幼児児童生徒の増加を踏まえ、そうした課題に対応する教員に「学びサポート室」を通じて支援を行うとともに、その成果を教員養成に活用する。 [附属学校園] ・附属学校を改組して機能を強化し、幼小連携、小中一貫教育（義務教育学校）、中高一貫教育など、校種を超えて子どもの発達を見通せる教育を構築する。
補充原則 1－2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	目標・戦略に基づいた取組の進捗状況の検証については、企画調整室が担当部署に報告を求め、学長を室長とする大学評価室が精査しています。その上で、各部署にヒアリングを実施し、必要に応じて改善をもとめ、最終的に報告される達成状況を確認しています。 当法人は、中期目標・中期計画を、本学ウェブサイトにて公表しています。 ■国立大学法人京都教育大学中期目標・中期計画 https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/plan/plan.html 当法人は、国立大学法人評価について、本学ウェブサイトにて公表しています。 ■国立大学法人京都教育大学国立大学法人評価 https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/plan/houjinhyouka.html 当法人は、認証評価・外部評価について、本学ウェブサイトにて公表しています。 ■認証評価・外部評価 https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/plan/ninsyouhyouka.html
補充原則 1－3⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	当法人は、組織運営規則において法人組織を定めるとともに、各法人組織の規程において組織の権限と責任体制を明記しています。経営及び教学双方に係わる事項の企画・立案・点検・評価等を行う組織として、法人室（企画調整室、教学支援室、研究推進室、大学評価室）を設置しています。法人室において策定した原案は、教育研究評議会及び経営協議会で審議し、役員会において学長が決定しています。教育研究に係る事項については、教育の質保証等に資するため、教育学部並びに大学院連合教職実践研究科の教授会での審議等を経て、上記の審議・決定の手続を行っています。 監査の円滑かつ適切な実施等のため、監事（常勤１名及び非常勤１名）は、教育研究評議会、経営協議会及び拡大役員会等の重要な会議に出席し、適宜、監事の立場からの意見を述べています。 当法人は、法人組織等について、本学ウェブサイトにて公表しています。 ■法人組織 https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/houjin/houjin.html また、「大学概要2025」のP４に機構図を掲載しています。 ■京都教育大学概要2025 https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/gaiyo
補充原則 1－3⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	当法人は、ダイバーシティの確保等を含めた人事の方針として、第４期中期目標・中期計画における人事に関する計画（同計画「Xその他 ２. 人事に関する計画」）を、以下のとおり定め公表しています。 ・学校現場で指導経験のある大学教員の割合を25%以上に維持するとともに、学校現場で指導経験のない新規採用の大学教員には附属学校園を活用した研修を実施し、その参加割合を100%とする。 ・教職員における女性管理職の割合を18%以上とする。 この他、女性活躍推進法などに基づく次世代行動計画、及び大学教員の採用に当たりダイバーシティの確保に努めることなどを基本原則とした「国立大学法人京都教育大学人事の方針」を本学ウェブサイトにて公表しています。 また、特任教員や令和２年度以降採用の教員について年俸制を適用しているほか、若手教員や障害者の積極的な雇用、附属学校園における外国語指導助手（ALT）の配置、清掃業務の外注など様々な人材の確保について、積極的な取組を行っています。 教職員の出産や育児、介護等に関する休暇・休業・給付制度については、ウェブサイトや一括送信メール、研修会などを活用して引き続き周知を図っています。 ■国立大学法人京都教育大学第４期中期目標・中期計画 https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/plan/plan.html ■国立大学法人京都教育大学人事の方針 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/jinji_h.pdf

補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	当法人の中期的な財務計画については、第４期中期計画の「Ⅵ予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」において記載、ウェブサイトにて公表しています。また、第４期中期計画に掲げる計画を遂行するに当たり、本学財政の課題とその解決に向けた方針を示した「国立大学法人京都教育大学中期財政計画」を本学ウェブサイトにて公表しています。 ■国立大学法人京都教育大学第４期中期目標・中期計画 https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/plan/plan.html ■国立大学法人京都教育大学中期財政計画 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/chukizaiseikeikaku-R1.pdf ■国立大学法人京都教育大学財務・事業レポート https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/koukaihou22jyo/zaimu.html
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	当法人の教育研究の費用及び成果については、財務状況、運営状況、キャッシュ・フロー等を示した「財務諸表」「決算報告書」、及び財務データと関連付けて学部・附属学校園等の各セグメントにおける事業内容等を示した「事業報告書」を作成しています。こちらを経営協議会並びに役員会の審議を経て、決定・公表しています。 この他、上記「財務諸表」「決算報告書」「事業報告書」をもとに「国立大学法人京都教育大学財務・事業レポート」を作成し、本学ウェブサイトにて公表しています。また、保証人等で組織する「教育後援会」や京都府・市の教育委員会並びに公立学校管理職が委員である「京都教育大学連携協議会」などの場で財務状況等を説明するなど、ステークホルダーに対しての周知にも努めています。 ■財務に関する情報 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/koukaihou22jyo/zaimu.html ■財務・事業レポート https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/koukaihou22jyo/zaimu.html
補充原則１－４② 法人経営を担いの人材を計画的に育成するための方針	更新あり	当法人は、学長が担当理事の意見を聴取し、若手・中堅教職員を法人室員（企画調整室、教学支援室、大学評価室、研究推進室）や法人運営の委員会委員及び法人の役職（学長補佐等）に指名し、運営に参加させることで教職協働体制のもと、法人経営を担いの人材の計画的な育成を図ることとしています。

【基本原則２．法人の長の責務等】

原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	当法人は、学長を補佐する体制として、以下のように理事、副学長及び学長補佐を配置するとともに法人室等を設置し、学長のリーダーシップの下、長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保を行っています。 １．理事（３名の役員） 総務・企画担当（副学長兼務）、教務・学生指導担当（副学長兼務）、法務・コンプライアンス担当（非常勤） ２．副学長（５名の教職員） 労務・財務担当、学生生活・国際交流担当、研究推進担当 附属学校担当、連合教職実践研究科担当 ３．学長補佐（３名の教職員） 評価・内部監査担当、広報担当、IR担当 ４．法人室（４つの法人室） 企画調整室、教学支援室、大学評価室及び研究推進室を設置し、学長や副学長が室長となり、教員と事務の課長職によって組織することで機能的に役員会と連携 ５．法人運営の委員会 理事や副学長が委員長となり、教員と事務職員によって組織することで機能的に法人運営に寄与 ６．拡大役員会（毎月開催） 学長を補佐する体制の強化を図るため、監事を含む役員に加えて、副学長、附属図書館長、教育創生リージョナルセンター機構長、学長補佐が出席
原則２－３－１ 役員会の議事録	更新あり	「国立大学法人京都教育大学役員会規程」第７条において「議長は、議事録を作成するものとする。」と規定されており、本学ウェブサイトにて随時公表しています。 ■国立大学法人京都教育大学役員会規程 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/02-1-020st.pdf ■国立大学法人京都教育大学役員会議事録 https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/houjin/proceeding.html
原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	当法人は、積極的に産業界や他の教育研究機関等、外部の経験を有する人材を登用し、その経験と知見を法人経営に活用しています。教職員の雇用等においては、人事交流を積極的に行うことなどを記した「国立大学法人京都教育大学人事の方針」を定め、ダイバーシティを考慮し、多様な人材確保に努めています。その具体例は以下の通りです。 ・非常勤理事を法曹界から登用 ・大学教員の採用は公募制を原則 ・京都府・市の公立学校の管理職経験者、教育委員会経験者を特任教授として採用 ・附属学校教員を京都府・市教育委員会との人事交流により採用 ■国立大学法人京都教育大学人事の方針 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/jinji_h.pdf

【基本原則 3. 経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議及び責務と体制整備】

補充原則 3－1－1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	経営協議会の外部委員については、「国立大学法人京都教育大学経営協議会規程」第2条第1項第五号に「法人の役員又は教職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者」と規定されています。この規程に基づき、「外部委員の選考」に当たっては、学長が中期目標・中期計画並びに本学のビジョンを達成するために行う審議に必要な分野（報道機関、民間企業経営者、教育委員会、国立大学法人学長経験者、保護者団体など）から、候補者リストを作成し、教育研究評議会の意見を聴いたうえで任命しています。外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫については、経営協議会において、学長が本学の中期計画等に関する取組状況について説明を行った上で、通常の審議事項の他に、外部の意見を反映させたいテーマを提示するなど、議論を活性化させるよう工夫しています。加えて、経営協議会の審議事項の理解を深め、会議中の意見を引き出すため、事前に審議事項のポイントを記した資料を送付するなど工夫しています。 ■法人組織 https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/houjin/houjin.html ■経営協議会 https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/houjin/keiei.html
補充原則 3－3－1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	当法人の学長選考・監察会議では、学長の選考に当たって、求める資質・能力等を示した学長候補者選考基準に則り、慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由については、学長選考の過程で本学ウェブサイトにて速やかに公表しています。 ■学長選考・監察会議に関する情報 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/gakutyohokoku/
補充原則 3－3－1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	「国立大学法人京都教育大学学長選考規程」第11条において「学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は一度限りとし、任期は2年とする。」と規定されており、本学ウェブサイトにて公表しています。 なお、学長の任期については、平成16年7月27日開催の学長選考会議において、中期計画を達成するにふさわしい年限として4年は必要であることと審議されており、また、再任期間については他大学の状況を勘案して決定しています。 ■国立大学法人京都教育大学学長選考規程 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/02-5-020st.pdf
原則 3－3－2 法人の長の解任を申し出るための手続き	更新あり	学長解任の手続きは、「国立大学法人京都教育大学学長解任規程」に基づき進めることになっており、学長解任の審査（第3条）、審査結果の公表（第4条）、文部科学大臣への申出（第5条）については、すべて学長選考・監察会議が行うこととしています。 ■国立大学法人京都教育大学学長解任規程 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/02-5-060st.pdf
補充原則 3－3－3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	令和6年度の学長の業務執行状況の評価については、学長選考・監察会議が令和7年7月に行ったヒアリング、それを踏まえて令和7年9月16日付で本学ウェブサイトにて公表しています。 ■学長選考・監察会議に関する情報 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/gakutyohokoku/
原則 3－3－4 学長選考・監察会議の委員の選出方法・選出理由	更新あり	「国立大学法人京都教育大学学長選考・監察会議規程」により経営協議会から法人の役員又は教職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものから3名、教育研究評議会から学長及び学長が指名する理事以外の者から3名それぞれ互選により選出されました。 ■国立大学法人京都教育大学学長選考・監察会議規程 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/02-5-010st.pdf
原則 3－3－5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		大学総括理事は置いていません。

【基本原則 4. 社会との連携・協働及び情報の公表】

原則 4－1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	当法人では、法人経営や教育・研究・社会貢献活動に関する様々な情報を整理し、本学ウェブサイトにて公表しています。さらに、各種刊行物（大学概要、大学案内など）や京都教育大学公式SNS（X（旧Twitter）、Instagram、YouTube）も活用し、情報を入手しやすい環境づくりに努めています。 1. 法人運営・法人組織 https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/houjin/ 2. 教育・研究目的 https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/mokuteki/ 3. 教育創生リージョナルセンター機構を中心とした社会貢献について https://www.kyokyo-u.ac.jp/huzoku/center/ 4. 研究者総覧 https://kyoinjohoweb.kyokyo-u.ac.jp/
補充原則 4－1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	様々な対象に向けた情報を本学ウェブサイトにて、また「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報」項目については本学ウェブサイト「情報公開」にてそれぞれ随時掲載し公表しています。具体的には、産業界、地域社会を対象とした「大学の紹介」「学部・大学院」「研究活動」「附属施設・センター」、受験生を対象とした「入試情報」「就職・進路」、在学生を対象とした「キャンパスライフ（教務・学生生活情報）」、留学希望者を対象とした「国際交流・留学」等、対象に応じて公表しています。 ■大学ホームページ https://www.kyokyo-u.ac.jp/

補充原則 4－1② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	○学生が身に付けることができる能力 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）において、学生が身に付けることができる能力を示すとともに、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を定め、3つのポリシーに基づいた教育活動と入学者選抜を行っています。（下記の情報公表資料②～④） また、学生が身に付けることができる資質・能力の根拠資料の一つとして、卒業者の教員免許状の取得状況を学校種（小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校）別に集計し、本学ウェブサイトにて公表しています。（下記の情報公表資料⑧） ○学生の満足度 全学生を対象として、卒業・修了時において、在学中に受けた教育に関する満足度のアンケートを実施しており、2024年度のアンケートでは、「満足」又は「ある程度満足」の回答割合が、教育学部98%、連合教職実践研究科96%、特別支援教育特別専攻科100%という結果を得ました。 ○学生の就職状況 卒業・修了者の進路については、教育課程（教育学部、連合教職実践研究科及び特別支援教育特別専攻科）別に本学ウェブサイトにて公表しています。（下記の情報公表資料⑦） ○学生がどのような教育成果を享受することができたかに関する上記の情報と共に、下記の学校教育法施行規則（第172条の2）及び教育職員免許法施行規則第22条の6および8に規定する情報、さらには海外派遣学生数や他大学との単位互換制度等についても、本学ウェブサイトにて公表しています。 1. 教育・研究に資する情報公表 ① 大学の教育研究上の目的に関すること ② ディプロマ・ポリシー（卒業・修了認定・学位授与の方針） ③ カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） ④ アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針） ⑤ 教育研究上の基本組織 ⑥ 教員組織、教員数、並びに各教員が有する学位及び業績 ⑦ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況 ⑧ 卒業者の教員免許状の取得の状況 ⑨ 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ⑩ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定にあたっての基準 ⑪ 校地、校舎等の施設及び設備その他の教育研究環境 ⑫ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 ⑬ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ⑭ 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組 ⑮ 教職課程の自己点検・評価 ⑯ F D活動に関する取組 ■①～⑯に関する情報 https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/kyoikujoho/ ■⑯ に関する取組 https://www.kyokyo-u.ac.jp/kyoumu/o/fd.html 2. 自主的な情報公表 ① 海外の協定校及び海外派遣学生者数 https://www.kyokyo-u.ac.jp/student/ehp/exchange/ ② 大学間連携（単位互換制度） https://www.kyokyo-u.ac.jp/kyoumu/tannigokannseido/ ③ 地域連携並びに産学官連携（大学コンソーシアム単位互換制度） https://www.consortium.or.jp/project/tg
基本原則 4 及び原則 4－2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	○「京都教育大学における公益通報者の保護等に関する規程」により、総務・企画課に通報窓口及び相談窓口を設け、学長は必要に応じて調査委員会を設置して調査を行い、是正措置等が必要な場合は措置を行うこととしています。また、通報者に対しては、不利益が生じないよう適切な措置を講じなければならないとして本学ウェブサイトにて公表しています。 ○「京都教育大学役員及び教職員の倫理に関する規程」により、役員及び教職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な事項を定めています。 ○「京都教育大学における公的研究費の適正な取扱いに関する規程」により、公的研究費の管理・運営について責任体制を明確にし、公的研究費の不正使用の防止、及び不正使用があった場合の措置について必要な事項を定めています。教職員を対象にした公的研究費の適正な取扱いに関する研修会の開催や、「公的研究費の不正使用・研究活動の不正行為防止ハンドブック」を作成し、不正使用防止に努めています。 ○「京都教育大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」により、研究に従事する役員及び教職員等の研究活動の不正行為を防止し、不正行為に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めています。教員を対象にした研究活動の不正行為防止に関する「研究倫理eラーニングコース」の受講、学生に対する研究倫理教育の実施、リーフレット「研究者行動規範」の配付などにより、研究活動の不正行為防止に努めています。 ○「京都教育大学における安全保障輸出管理規則」により、本学教員の外国出張・外国人研究者等の受入れ・技術の提供・貨物の輸出に関し、安全保障上の懸念の確認や、その懸念度に応じた処理、結果記録を行っています。 ○「京都教育大学利益相反マネジメント規程」や「京都教育大学における研究データの保存・開示に関する内規」により、本学における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保について定めています。 ■京都教育大学における公益通報者の保護等に関する規程 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/04-1-200st.pdf ■京都教育大学役員及び教職員の倫理に関する規程 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/04-1-170st.pdf ■京都教育大学における公的研究費の適正な取扱いに関する規程 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/08-070st.pdf ■京都教育大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/08-050st.pdf ■京都教育大学における安全保障輸出管理規則 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/08-040st.pdf ■京都教育大学利益相反マネジメント規程 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/08-030st.pdf ■京都教育大学における研究データの保存・開示に関する内規 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/08-060st.pdf ■京都教育大学における研究インテグリティの確保に関する規程 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/08-010st.pdf
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項	更新あり	■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/koukaihou22jyo/